

令和2年8月25日

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

## 生活困窮者住居確保給付金に係る予算流用について

### 1 概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金の支給について、申請者の急増に対応するため、予算の一部を流用し、支払処理を進めるもの。

### 2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況の中、休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれのある方が増加した。
- ・令和2年4月1日から年齢制限、支給対象者及び支給要件等が段階的に緩和されており、住居確保給付金の申請者が4月以降急増したため、5月議会にて74,441千円を追加したが、さらに上回る見込みとなった。
- ・本件について9月議会での追加を予定しているところであるが、議決予定日前に予算の不足が見込まれることから、所要額を流用するものである。

### 3 事業費

款3民生費 項1社会福祉費 目1社会福祉総務費 大事業 生活困窮者自立支援事業

区分	事業	内容	金額(千円)
基礎内容	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等に対する扶助費	△17,729
変更	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者住居確保給付金扶助費	17,729

### 4 流用後の対応

9月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。